

平成30年2月

高知県議会定例会議案

(当初予算)

## 平成30年2月高知県議会定例会議案目録（当初予算）

### ○ 予 算

第1号	平成30年度高知県一般会計予算	1
第2号	平成30年度高知県収入証紙等管理特別会計予算	19
第3号	平成30年度高知県給与等集中管理特別会計予算	20
第4号	平成30年度高知県旅費集中管理特別会計予算	21
第5号	平成30年度高知県用品等調達特別会計予算	22
第6号	平成30年度高知県会計事務集中管理特別会計予算	23
第7号	平成30年度高知県県債管理特別会計予算	24
第8号	平成30年度高知県土地取得事業特別会計予算	26
第9号	平成30年度高知県国民健康保険事業特別会計予算	28
第10号	平成30年度高知県災害救助基金特別会計予算	29
第11号	平成30年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	30
第12号	平成30年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算	32
第13号	平成30年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算	33
第14号	平成30年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算	35
第15号	平成30年度高知県県営林事業特別会計予算	36
第16号	平成30年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算	38
第17号	平成30年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算	40
第18号	平成30年度高知県流域下水道事業特別会計予算	41
第19号	平成30年度高知県港湾整備事業特別会計予算	43
第20号	平成30年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算	45
第21号	平成30年度高知県電気事業会計予算	47
第22号	平成30年度高知県工業用水道事業会計予算	49
第23号	平成30年度高知県病院事業会計予算	51

# 一 般 会 計

平成30年度高知県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ450,885,256千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、90,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 第17款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用

平成30年2月22日提出

高知県知事 尾崎正直



## 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位千円)

款	項	金 額	款	項	金 額
1 県 税		65,929,509		2 地方揮発油譲与税	2,248,000
	1 県 民 税	24,652,876		3 石油ガス譲与税	102,000
	2 事 業 税	13,332,085		4 航空機燃料譲与税	5,000
	3 地 方 消 費 税	12,170,217	4 地方特例交付金		205,000
	4 不 動 産 取 得 税	1,179,288		1 地方特例交付金	205,000
	5 県 た ば こ 税	832,231	5 地 方 交 付 税		169,074,000
	6 ゴルフ場利用税	240,438		1 地 方 交 付 税	169,074,000
	7 自 動 車 取 得 税	951,234	6 交通安全対策特別 交 付 金		231,000
	8 軽 油 引 取 税	4,747,057		1 交通安全対策特別 交 付 金	231,000
	9 自 動 車 税	7,795,711	7 分担金及び負担金		2,796,087
	10 鉦 区 税	6,804		1 分 担 金	23,050
11 狩 猟 税	21,568		2 負 担 金	2,773,037	
2 地方消費税清算金		26,956,566	8 使用料及び手数料		5,343,157
	1 地方消費税清算金	26,956,566		1 使 用 料	4,122,868
3 地方譲与税		13,215,000		2 手 数 料	1,220,289
	1 地方法人特別譲与税	10,860,000	9 国庫支出金		62,505,727

	1 国庫負担金	22,746,100		6 受託事業収入	1,950,110
	2 国庫補助金	38,603,689		7 利子割精算金収入	35
	3 委託金	1,155,938		8 雑収入	5,711,076
10 財産収入		1,128,155	15 県債		69,758,000
	1 財産運用収入	640,901		1 県債	69,758,000
	2 財産売却収入	487,254	歳入合計		450,885,256
11 寄附金		7,507			
	1 寄附金	7,507			
12 繰入金		22,621,722			
	1 特別会計繰入金	3,567,849			
	2 基金繰入金	19,053,873			
13 繰越金		10			
	1 繰越金	10			
14 諸収入		11,113,816			
	1 延滞金、加算金及び過料	178,819			
	2 県預金利子	1,997			
	3 公営企業貸付金元利収入	18,330			
	4 貸付金元利収入	416,551			
	5 収益事業収入	2,836,898			

## 歳 出

(単位千円)

款	項	金 額	款	項	金 額	
1 議 会 費		1,028,012	6 産業振興推進費	1 文化生活費	4,044,823	
	1 議 会 費	1,028,012				5,185,263
2 総 務 費		13,046,294	7 商工労働費	1 産業振興推進費	2,749,405	
	1 総 務 費	11,912,405			2 中山間対策運輸費	2,435,858
	2 選 挙 費	123,051	8 観光振興費		7,145,977	
	3 会 計 管 理 費	700,003			1 商 工 費	5,916,435
	4 人 事 委 員 会 費	137,060			2 勞 働 費	1,151,804
	5 監 査 委 員 費	173,775			3 労働委員会費	77,738
3 危機管理費		2,980,800	9 農業振興費		3,062,859	
	1 危機管理費	2,980,800			1 観光振興費	3,062,859
4 健康福祉費		75,132,425	10 林業振興環境費		13,489,371	
	1 健康福祉費	1,824,266			1 農 業 費	8,964,415
	2 健 康 費	36,607,527			2 畜 産 業 費	1,394,976
	3 地域福祉費	36,627,155		3 農 地 費	3,129,980	
	4 災害救助費	73,477			13,678,329	
5 文化生活費		4,044,823		1 林業振興費	11,857,005	

	2 環 境 費	1,821,324	14 警 察 費		21,596,938
11 水 産 振 興 費		4,643,611		1 警 察 総 務 費	19,017,673
	1 水 産 振 興 費	4,643,611		2 警 察 活 動 費	2,579,265
12 土 木 費		64,818,717	15 災 害 復 旧 費		7,195,577
	1 土 木 総 務 費	5,395,257		1 農 林 施 設 災 害 復 旧 費	980,129
	2 河 川 費	8,345,227		2 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	54,292
	3 砂 防 費	4,222,710		3 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	6,146,156
	4 道 路 橋 梁 費	31,955,234		4 県 有 施 設 等 災 害 復 旧 費	15,000
	5 都 市 計 画 費	4,186,203	16 公 債 費		67,870,598
	6 建 築 費	2,919,449		1 公 債 費	67,870,598
	7 港 湾 費	4,384,234	17 諸 支 出 金		42,860,258
	8 海 岸 費	3,410,403		1 諸 支 出 金	27,539,507
13 教 育 費		103,035,404		2 基 金	10,984,292
	1 教 育 総 務 費	14,553,283		3 公 営 企 業 支 出 金	4,336,459
	2 児 童 費	5,272,307	18 予 備 費		70,000
	3 学 校 費	71,292,946		1 予 備 費	70,000
	4 生 涯 学 習 費	2,170,008		歳 出 合 計	450,885,256
	5 大 学 費	4,766,330			
	6 私 学 等 振 興 費	4,980,530			

## 第2表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度	額
記念品配送等委託料	平成30年4月1日から 平成32年3月31日まで		162
受付案内業務等委託料 (広報広聴課)	平成30年4月1日から 平成36年3月31日まで		124,159
受付案内業務等委託料 (文書情報課)	平成30年4月1日から 平成36年3月31日まで		26,380
公文書館整備事業費	平成30年4月1日から 平成32年3月31日まで		862,839
県議会議員選挙啓発用広告制作等委託料	平成30年4月1日から 平成31年4月30日まで		5,658
情報通信基盤整備事業費補助金	平成30年4月1日から 平成32年3月31日まで		23,120
地域情報化推進交付金	平成30年4月1日から 平成32年3月31日まで		35,250
庁舎営繕費	平成30年4月1日から 平成32年3月31日まで		31,715

事 項	期 間	限 度	額
歯科衛生士養成奨学貸付	平成30年4月1日から 平成34年3月31日まで		9,540
物品搬送等委託料 (健康長寿政策課)	平成30年4月1日から 平成32年3月31日まで		16,200
看護師等養成奨学貸付	平成30年4月1日から 平成34年3月31日まで		51,504
助産師緊急確保対策奨学貸付	平成30年4月1日から 平成32年3月31日まで		15,600
医師養成奨学貸付	平成30年4月1日から 平成36年3月31日まで		334,200
水道ビジョン策定委託料	平成30年4月1日から 平成32年3月31日まで		13,465
老人福祉施設等整備事業費補助金	平成30年4月1日から 平成32年3月31日まで		256,500
洗濯業務委託料 (療育福祉センター)	平成30年4月1日から 平成32年3月31日まで		4,212
療育福祉センター・中央児童相談所整備事業費	平成30年4月1日から 平成32年3月31日まで		56,595

事 項	期 間	限 度	額
広 報 誌 制 作 等 委 託 料	平成30年4月1日から 平成33年3月31日まで		18,572
美 術 館 改 修 事 業 費	平成30年4月1日から 平成32年3月31日まで		240,011
旅 券 発 給 業 務 委 託 料	平成30年4月1日から 平成36年3月31日まで		85,620
県 立 大 学 整 備 事 業 費	平成30年4月1日から 平成32年3月31日まで		70,049
夢・志チャレンジ育英資金給付	平成30年4月1日から 平成34年3月31日まで		21,600
起 業 支 援 業 務 委 託 料	平成30年4月1日から 平成32年3月31日まで		33,797
ビジネスプランコンテスト企画事業化推進 事業費補助金	平成30年4月1日から 平成32年3月31日まで		4,000
D M V 導 入 事 業 費 補 助 金	平成30年4月1日から 平成32年3月31日まで		12,900
事業承継等推進事業費補助金	平成30年4月1日から 平成32年3月31日まで		2,500

事 項	期 間	限 度	額
I o T 推 進 事 業 費 補 助 金	平成30年4月1日から 平成33年3月31日まで		30,000
I T・コンテンツ企業立地促進事業費補助 金交付要綱に基づく指定企業が行う初期投 資等に対する補助	平成30年4月1日から 平成34年3月31日まで		50,754
中山間地域等シェアオフィス利用推進事業 費補助金	平成30年4月1日から 平成34年3月31日まで		5,046
見本市出展業務委託料	平成30年4月1日から 平成32年3月31日まで		34,260
ものづくり事業戦略推進事業費補助金	平成30年4月1日から 平成33年3月31日まで		63,000
中小企業制度金融貸付金の保証料補給	平成30年4月1日から 平成52年3月31日まで	融資額32,500,000千円以内の年信用保証料率1.9パーセント以内の額	
中小企業設備資金の利子補給	平成30年4月1日から 平成41年3月31日まで	融資額3,000,000千円以内の年利率1.0パーセント以内の額	
企業立地促進要綱に基づく指定企業が行う 初期投資等に対する補助	平成30年4月1日から 平成36年3月31日まで		1,500,000
大規模コールセンター誘致推進事業費補助 金	平成30年4月1日から 平成34年3月31日まで		37,890



事 項	期 間	限 度	額
職 業 訓 練 委 託 料	平成30年4月1日から 平成32年3月31日まで		90,784
地 域 観 光 振 興 交 付 金	平成30年4月1日から 平成32年3月31日まで		281,204
足 摺 海 洋 館 整 備 事 業 費	平成30年4月1日から 平成32年3月31日まで		3,466,665
農 業 近 代 化 資 金 の 利 子 補 給	平成30年4月1日から 平成51年3月31日まで	融資額3,000,000千円以内の年利率1.3パーセント以内の額	
中 山 間 地 域 活 性 化 資 金 の 利 子 補 給	平成30年4月1日から 平成57年3月31日まで	融資額100,000千円以内の年利率2.15パーセント以内の額	
農 業 経 営 負 担 軽 減 支 援 資 金 の 利 子 補 給	平成30年4月1日から 平成47年3月31日まで	融資額150,000千円以内の年利率1.3パーセント以内の額	
農 林 業 災 害 対 策 資 金 の 利 子 補 給 補 助	平成30年4月1日から 平成37年3月31日まで	融資額100,000千円以内の年利率2.25パーセントの2分の1以内の額	
農 業 経 営 改 善 促 進 資 金 の 利 子 補 給 補 助	平成30年4月1日から 平成32年3月31日まで	融資額360,000千円以内の年利率2.2パーセント以内の額	
農 業 生 産 工 程 管 理 認 証 取 得 研 修 等 委 託 料	平成30年4月1日から 平成32年3月31日まで		764

事 項	期 間	限 度	額
獣 医 師 修 学 資 金 貸 付	平成30年4月1日から 平成36年3月31日まで		12,000
県 営 た め 池 等 整 備 事 業 費 (大月地区)	平成30年4月1日から 平成33年3月31日まで		375,000
県 営 た め 池 等 整 備 事 業 費 (六丁池地区)	平成30年4月1日から 平成32年3月31日まで		157,000
県 営 た め 池 等 整 備 事 業 費 (四万十1期地区)	平成30年4月1日から 平成32年3月31日まで		100,000
県 営 た め 池 等 整 備 事 業 費 (南国市中部1期地区)	平成30年4月1日から 平成32年3月31日まで		68,000
耕 地 自 然 災 害 防 止 事 業 費 (三山池地区)	平成30年4月1日から 平成32年3月31日まで		100,000
映 像 制 作 等 委 託 料	平成30年4月1日から 平成32年3月31日まで		116,262
廃 棄 物 処 理 委 託 料	平成30年4月1日から 平成32年3月31日まで		4,117
物 品 搬 送 等 委 託 料 (環境対策課)	平成30年4月1日から 平成32年3月31日まで		76,400

事 項	期 間	限 度 額
漁業近代化資金の利子補給	平成30年4月1日から 平成51年3月31日まで	融資額1,810,000千円以内の年利率1.3パーセント以内の額
沿岸漁業等経営育成資金の利子補給	平成30年4月1日から 平成32年3月31日まで	融資額142,974千円以内の年利率0.662パーセント以内の額
漁業災害対策資金の利子補給補助	平成30年4月1日から 平成38年3月31日まで	融資額300,000千円以内の年利率1.55パーセントの2分の1以内の額
沿岸漁業経営再建特別資金の利子補給	平成30年4月1日から 平成42年3月31日まで	融資額100,000千円以内の年利率1.3パーセント以内の額
漁業経営維持安定資金の利子補給	平成30年4月1日から 平成47年3月31日まで	融資額250,000千円以内の年利率1.3パーセント以内の額
かつお・まぐろ漁業振興資金の利子補給	平成30年4月1日から 平成33年3月31日まで	融資額1,200,000千円以内の年利率1.0パーセント以内の額
漁業経営改善促進資金の利子補給	平成30年4月1日から 平成32年3月31日まで	融資額75,000千円以内の年利率1.3パーセント以内の額
かつお一本釣漁船建造等支援資金の利子補給	平成30年4月1日から 平成51年3月31日まで	融資額950,000千円以内の年利率1.3パーセント以内の額
かつお一本釣漁船建造等支援資金の保証料補給	平成30年4月1日から 平成51年3月31日まで	融資額750,000千円以内の年信用保証料率0.47パーセント以内の額

事 項	期 間	限 度	額
遊漁船業等振興資金の利子補給	平成30年4月1日から 平成51年3月31日まで	融資額9,000千円以内の年利率1.3パーセント以内の額	
人工種苗生産技術開発委託料	平成30年4月1日から 平成32年3月31日まで		3,856
人工種苗養殖技術開発委託料	平成30年4月1日から 平成32年3月31日まで		4,843
国道493号公共土木施設災害復旧事業費 (平鍋地区)	平成30年4月1日から 平成32年3月31日まで		123,900
道路維持委託料	平成30年4月1日から 平成32年3月31日まで		125,887
国道493号道路改築費 (和田トンネル)	平成30年4月1日から 平成34年3月31日まで		5,430,000
国道493号道路改築費 (柏木1号橋)	平成30年4月1日から 平成32年3月31日まで		90,000
県道安田東洋線防災・安全交付金事業費 (明神口トンネル)	平成30年4月1日から 平成33年3月31日まで		1,700,000
県道須崎仁ノ線防災・安全交付金事業費 (仁淀川河口大橋)	平成30年4月1日から 平成32年3月31日まで		390,000

事 項	期 間	限 度	額
県道土佐伊野線防災・安全交付金事業費 (南の谷橋)	平成30年4月1日から 平成32年3月31日まで		132,000
春野総合運動公園野球場耐震改修事業費	平成30年4月1日から 平成32年3月31日まで		315,000
県営住宅宇治団地住戸改善推進事業費	平成30年4月1日から 平成32年3月31日まで		661,528
県立学校情報通信設備整備等委託料	平成30年4月1日から 平成36年3月31日まで		13,610
教育ネットシステム再構築等委託料	平成30年4月1日から 平成36年3月31日まで		290,752
ス ク ー ル バ ス 購 入 費	平成30年4月1日から 平成32年3月31日まで		24,840
県立学校整備事業費 (病弱特別支援学校)	平成30年4月1日から 平成33年3月31日まで		1,641,488
青少年センター整備事業費	平成30年4月1日から 平成32年3月31日まで		101,102
心の教育センター整備事業費	平成30年4月1日から 平成32年3月31日まで		16,647

事 項	期 間	限 度 額
高 知 警 察 署 建 設 事 業 費	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで	5,608,045

## 第3表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公文書館整備事業費	44,000	1 借入方法 普通貸借又は 証券発行 2 借入先 政府資金その他	5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金について、 利率の見直しを行っ た後においては、 当該見直し後の利 率)	1 平成31年度から平成60年度までの30箇年以内 において、半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等 償還等とする。ただし、政府資金から借り入れる 場合は、その資金の融通条件による。 2 財政の都合により、繰上償還をし、又は償還期 限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。
職員住宅整備費	8,000			
庁舎整備事業費	107,000			
防災対策事業費	157,000			
保健衛生総合庁舎整備事業費	1,299,000			
老人福祉施設等整備事業費	223,000			
社会福祉施設等整備事業費	613,000			
児童福祉施設等整備事業費	75,000			
文化施設改修事業費	98,000			
県立大学整備事業費	242,000			
私学支援事業費	204,000			
人権啓発事業費	37,000			
スポーツ施設整備事業費	117,000			
交通運輸政策推進費	154,000			
商工政策推進費	25,000			
工業立地基盤整備事業費	16,000			
観光拠点等整備事業費	592,000			
農業用施設整備事業費	178,000			
耕地事業費	892,000			
造林事業費	20,000			
林道事業費	467,000			
治山事業費	1,770,000			
牧野植物園整備事業費	575,000			
内水面漁業センター等整備事業費	12,000			
漁港事業費	721,000			
土木事務所改修事業費	161,000			
河川海岸事業費	4,464,000			
砂防事業費	1,769,000			
道路橋梁事業費	10,947,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市計画事業費	1,804,000			
公営住宅建設事業費	540,000			
港湾事業費	944,000			
高等学校等施設整備事業費	6,762,000			
青少年教育施設整備事業費	484,000			
心の教育センター整備事業費	18,000			
警察施設整備事業費	582,000			
交通安全施設整備事業費	435,000			
職員退職手当	3,000,000			
公共土木施設等災害復旧事業費	2,237,000			
国直轄事業費負担金	7,674,000			
臨時財政対策債	19,291,000			
計	69,758,000			



# 特 別 会 計

## 平成30年度高知県収入証紙等管理特別会計予算

平成30年度高知県の収入証紙等管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,502,532千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年2月22日提出

高 知 県 知 事      尾   崎   正   直

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳 入			歳 出		
款	項	金 額	款	項	金 額
1 証 紙 収 入		2,502,532	1 収入証紙等管理費		2,502,532
	1 証 紙 収 入	2,502,532		1 収入証紙等管理費	2,502,532
歳 入 合 計		2,502,532	歳 出 合 計		2,502,532

第 3 号

平成30年度高知県給与等集中管理特別会計予算

平成30年度高知県の給与等集中管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ99,491,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年2月22日提出

高 知 県 知 事      尾   崎   正   直

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳 入			歳 出		
款	項	金 額	款	項	金 額
1	給与等振替収入	99,491,000	1	給与等集中管理費	99,491,000
	1 給与等振替収入	99,491,000		1 給与等集中管理費	99,491,000
歳 入 合 計		99,491,000	歳 出 合 計		99,491,000

## 平成30年度高知県旅費集中管理特別会計予算

平成30年度高知県の旅費集中管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,565,605千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年2月22日提出

高 知 県 知 事      尾   崎   正   直

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳 入			歳 出		
款	項	金 額	款	項	金 額
1 旅費振替収入		1,565,605	1 旅費集中管理費		1,565,605
	1 旅費振替収入	1,565,605		1 旅費集中管理費	1,565,605
歳 入 合 計		1,565,605	歳 出 合 計		1,565,605

第 5 号

平成30年度高知県用品等調達特別会計予算

平成30年度高知県の用品等調達特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,305,734千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年2月22日提出

高知県知事 尾崎正直

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳 入			歳 出		
款	項	金額	款	項	金額
1	用品等管理収入	1,305,734	1	用品等調達費	1,305,734
	1 用品等管理収入	1,305,734		1 用品等調達費	1,305,734
歳 入 合 計		1,305,734	歳 出 合 計		1,305,734

## 平成30年度高知県会計事務集中管理特別会計予算

平成30年度高知県の会計事務集中管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,174,342千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年2月22日提出

高知県知事 尾崎正直

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳 入			歳 出		
款	項	金額	款	項	金額
1	会計事務振替収入	4,174,342	1	会計事務集中費	4,174,342
	1 会計事務振替収入	4,174,342		1	会計事務集中費
歳 入 合 計		4,174,342	歳 出 合 計		4,174,342

第 7 号

平成30年度高知県県債管理特別会計予算

平成30年度高知県の県債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ94,085,250千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成30年2月22日提出

高知県知事 尾崎正直

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳 入			歳 出		
款	項	金額	款	項	金額
1 県債管理収入		94,085,250	1 公債費		94,085,250
	1 県債管理収入	94,085,250		1 公債費	94,085,250
歳入合計		94,085,250	歳出合計		94,085,250

## 第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	26,217,000	1 借入方法 普通貸借又は 証券発行 2 借入先 民間資金	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	1 平成31年度から平成60年度までの30箇年以内において、半年賦元金均等償還等とする。 2 財政の都合により、繰上償還をし、又は償還期限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。



第 8 号

平成30年度高知県土地取得事業特別会計予算

平成30年度高知県の土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,843,346千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

平成30年2月22日提出

高知県知事 尾崎正直

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳 入			歳 出		
款	項	金額	款	項	金額
1 土地取得事業収入		2,843,346	1 土地取得事業費		2,843,346
	1 土地取得事業収入	2,843,346		1 土地取得事業費	2,843,346
歳 入 合 計		2,843,346	歳 出 合 計		2,843,346

## 第2表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
高知県土地開発公社の借入金に対する債務保証	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで	高知県土地開発公社が国道55号南国安芸道路、国道55号安芸道路及び国道56号窪川佐賀道路の工事並びに二級河川下井川の改修工事に伴う用地の先行取得等に係る資金として平成30年度に金融機関から借り入れる2,000,000千円以内及び当該借入期間中の利息（年利率5.0パーセント以内）に相当する金額の合計額

第 9 号

平成30年度高知県国民健康保険事業特別会計予算

平成30年度高知県の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ79,397,692千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年2月22日提出

高知県知事 尾崎正直

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳 入			歳 出		
款	項	金額	款	項	金額
1 国民健康保険事業収入		79,397,692	1 国民健康保険事業費		79,397,692
	1 国民健康保険事業収入	79,397,692		1 国民健康保険事業費	79,397,692
歳入合計		79,397,692	歳出合計		79,397,692

平成30年度高知県災害救助基金特別会計予算

平成30年度高知県の災害救助基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ96,066千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年2月22日提出

高知県知事 尾崎正直

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳 入			歳 出		
款	項	金額	款	項	金額
1	災害救助基金収入	96,066	1	災害救助費	96,066
	1 災害救助基金収入	96,066		1 災害救助費	96,066
歳 入 合 計		96,066	歳 出 合 計		96,066

第 11 号

平成30年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

平成30年度高知県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ139,172千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

平成30年2月22日提出

高知県知事 尾崎正直

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳 入			歳 出		
款	項	金額	款	項	金額
1	母子父子寡婦福祉 資金貸付事業収入	139,172	1	母子父子寡婦福祉 資金貸付金	139,172
	1 貸付事業収入	139,172		1 貸付事業費	139,172
歳 入 合 計		139,172	歳 出 合 計		139,172

## 第2表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
母子父子寡婦福祉資金貸付	平成30年4月1日から 平成36年3月31日まで	47,814

第 12 号

平成30年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算

平成30年度高知県の中小企業近代化資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,351,323千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年2月22日提出

高知県知事 尾崎正直

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳 入			歳 出		
款	項	金額	款	項	金額
1 中小企業近代化資金助成事業収入		2,351,323	1 中小企業近代化資金		2,351,323
	1 設備導入資金助成事業収入	34,240		1 設備導入資金	34,240
	2 高度化資金助成事業収入	2,317,083		2 高度化資金	2,317,083
歳 入 合 計		2,351,323	歳 出 合 計		2,351,323

平成30年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算

平成30年度高知県の流通団地及び工業団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,042,299千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成30年2月22日提出

高 知 県 知 事 尾 崎 正 直

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳 入			歳 出		
款	項	金 額	款	項	金 額
1	流通団地及び工業団地造成事業収入	1,042,299	1	流通団地及び工業団地造成事業費	1,042,299
	1 流通団地造成事業収入	487,814		1 流通団地造成費	487,814
	2 工業団地造成事業収入	554,485		2 工業団地造成費	554,485
歳 入 合 計		1,042,299	歳 出 合 計		1,042,299



## 第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業団地造成事業費	172,000	1 借入方法 普通貸借 2 借入先 民間資金	5.0%以内	1 平成31年度から平成60年度までの30箇年以内において、半年賦元金均等償還等とする。 2 財政の都合により、繰上償還をし、又は償還期限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。

平成30年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算

平成30年度高知県の農業改良資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ68,161千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年2月22日提出

高知県知事 尾崎正直

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳 入			歳 出		
款	項	金額	款	項	金額
1 農業改良資金助成 事業収入		68,161	1 農業改良資金助成 事業費		68,161
	1 農業改良資金助成 事業収入	19,673		1 農業改良資金助成 事業費	19,673
	2 就農支援資金助成 事業収入	48,488		2 就農支援資金助成 事業費	48,488
歳 入 合 計		68,161	歳 出 合 計		68,161

第 15 号

平成30年度高知県県営林事業特別会計予算

平成30年度高知県の県営林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ282,541千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、

「第2表 債務負担行為」による。

平成30年2月22日提出

高知県知事 尾崎正直

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳 入			歳 出		
款	項	金額	款	項	金額
1 県営林事業収入		282,541	1 県営林事業費		282,541
	1 県営林事業収入	282,541		1 県営林事業費	282,541
歳 入 合 計		282,541	歳 出 合 計		282,541

## 第2表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
県 営 林 整 備 事 業 費 負 担 金	平成30年4月1日から 平成36年3月31日まで	25,269

第 16 号

平成30年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算

平成30年度高知県の林業・木材産業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,505,675千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成30年2月22日提出

高 知 県 知 事 尾 崎 正 直

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳 入			歳 出		
款	項	金 額	款	項	金 額
1	林業・木材産業改善 資金助成事業収入	1,505,675	1	林業・木材産業改善 資金助成事業費	1,505,675
	1 林業・木材産業改善 資金助成事業収入	105,651		1 林業・木材産業改善 資金助成事業費	105,651
	2 木材産業等高度化推進 資金助成事業収入	1,400,024		2 木材産業等高度化推進 資金助成事業費	1,400,024
歳 入 合 計		1,505,675	歳 出 合 計		1,505,675

## 第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
木材産業等高度化推進資金助成事業費	325,000	1 借入方法 普通貸借 2 借入先 独立行政法人 農林漁業信用基金	1.0%以内	独立行政法人農林漁業信用基金の融通条件による。

第 17 号

平成30年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算

平成30年度高知県の沿岸漁業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ194,619千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年2月22日提出

高知県知事 尾崎正直

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳 入			歳 出		
款	項	金額	款	項	金額
1	沿岸漁業改善資金 助成事業収入	194,619	1	沿岸漁業改善資金 助成事業費	194,619
	1	沿岸漁業改善資金 助成事業収入		194,619	1
歳 入 合 計		194,619	歳 出 合 計		194,619

平成30年度高知県流域下水道事業特別会計予算

平成30年度高知県の流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,017,366千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

平成30年2月22日提出

高 知 県 知 事      尾   崎   正   直

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳 入			歳 出		
款	項	金 額	款	項	金 額
1	流域下水道事業 収 入	3,017,366	1	流域下水道事業費	3,017,366
	1	流域下水道事業 収 入		3,017,366	1
歳 入 合 計		3,017,366	歳 出 合 計		3,017,366



## 第2表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
浦戸湾東部流域下水道事業費 (汚泥処理施設整備工事)	平成30年4月1日から 平成32年3月31日まで	1,833,850
浦戸湾東部流域下水道事業費 (水処理施設設備整備工事)	平成30年4月1日から 平成32年3月31日まで	1,089,387

## 第3表 地 方 債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
流域下水道事業費	342,000	1 借入方法 普通貸借又は 証券発行 2 借入先 政府資金その他	5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金について、 利率の見直しを行っ た後においては、 当該見直し後の利 率)	1 平成31年度から平成60年度までの30箇年以内 において、半年賦元利均等償還又は半年賦元金均 等償還等とする。ただし、政府資金から借り入れ る場合は、その資金の融通条件による。 2 財政の都合により、繰上償還をし、又は償還期 限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。

平成30年度高知県港湾整備事業特別会計予算

平成30年度高知県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ814,827千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

平成30年2月22日提出

高 知 県 知 事      尾 崎 正 直

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳 入			歳 出		
款	項	金 額	款	項	金 額
1	港湾整備事業収入	814,827	1	港湾整備事業費	814,827
	1 港湾整備事業収入	814,827		1 港湾整備事業費	814,827
歳 入 合 計		814,827	歳 出 合 計		814,827

## 第2表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
港湾荷役機械整備事業費	平成30年4月1日から 平成32年3月31日まで	600,000

## 第3表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
港湾整備事業費	436,000	1 借入方法 普通貸借又は 証券発行 2 借入先 政府資金その他	5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金について、 利率の見直しを行っ た後においては、 当該見直し後の利 率)	1 平成31年度から平成60年度までの30箇年以内にお いて、半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等 償還等とする。ただし、政府資金から借り入れる 場合は、その資金の融通条件による。 2 財政の都合により、繰上償還をし、又は償還期 限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。

平成30年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算

平成30年度高知県の高等学校等奨学金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ318,989千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

平成30年2月22日提出

高 知 県 知 事 尾 崎 正 直

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳 入			歳 出		
款	項	金 額	款	項	金 額
1	高等学校等奨学金貸付事業収入	318,989	1	高等学校等奨学金貸付金	318,989
	1 貸付事業収入	318,989		1 貸付事業費	318,989
歳 入 合 計		318,989	歳 出 合 計		318,989

## 第2表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
高 等 学 校 等 奨 学 金 貸 付	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで	268,524

(総 則)

第 1 条 平成30年度高知県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 水力供給電力量 168,755,000キロワット時
- (2) 風力供給電力量 3,565,800キロワット時

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第 1 款	電 気 事 業 収 益	1,649,764千円
第 1 項	営 業 収 益	1,615,396千円
第 2 項	財 務 収 益	13,641千円
第 3 項	営 業 外 収 益	16,874千円
第 4 項	特 別 利 益	3,853千円
支 出		
第 1 款	電 気 事 業 費 用	1,394,405千円
第 1 項	営 業 費 用	1,297,008千円
第 2 項	財 務 費 用	6,508千円
第 3 項	営 業 外 費 用	86,889千円
第 4 項	特 別 損 失	1,000千円
第 5 項	予 備 費	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額82,928千円は、減債積立金30,667千円、中小水力発電開発改良積立金18,484千円、地域振興積立金31,298千円、過年度分損益勘定留保資金1,000千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,479千円で補填するものとする。)

	収 入	
第1款	資本的収入	300,000千円
第1項	投資有価証券償還金	300,000千円
	支 出	
第1款	資本的支出	382,928千円
第1項	建設改良費	30,740千円
第2項	企業債償還金	30,667千円
第3項	投資その他の資産	300,000千円
第4項	繰 出 金	20,521千円
第5項	予 備 費	1,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位千円)

事 項	期 間	限 度	額
吉野発電所水車発電機オーバーホール	平成30年4月1日から 平成32年3月31日まで		156,953
吉野発電所水車発電機ほか機器改良	平成30年4月1日から 平成32年3月31日まで		123,303

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と財務費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 459,269千円
- (2) 交 際 費 100千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。

平成30年2月22日提出

高 知 県 知 事 尾 崎 正 直

(総 則)

第 1 条 平成30年度高知県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 鏡川工業用水道

(1) 給水事業所数	53社
(2) 年間総給水量	9,448,390立方メートル
(3) 1日平均給水量	25,886立方メートル

2 香南工業用水道

(1) 給水事業所数	1社
(2) 年間総給水量	341,640立方メートル
(3) 1日平均給水量	936立方メートル

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第 1 款	工業用水道事業収益	275,529千円
第 1 項	営 業 収 益	173,788千円
第 2 項	営 業 外 収 益	100,741千円
第 3 項	特 別 利 益	1,000千円
支 出		
第 1 款	工業用水道事業費用	256,622千円
第 1 項	営 業 費 用	242,041千円
第 2 項	営 業 外 費 用	11,581千円
第 3 項	特 別 損 失	2,000千円
第 4 項	予 備 費	1,000千円



(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額42,073千円は、減債積立金20,051千円、過年度分損益勘定留保資金20,146千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,876千円で補填するものとする。)

支 出		
第1款	資 本 的 支 出	42,073千円
第1項	建 設 改 良 費	21,022千円
第2項	企 業 債 償 還 金	20,051千円
第3項	予 備 費	1,000千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 51,417千円
- (2) 交際費 50千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、4,304千円と定める。

平成30年2月22日提出

高知県知事 尾崎正直

(総 則)

第 1 条 平成30年度高知県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 あき総合病院事業

(1) 病 床 数	98,550床
(2) 年 間 患 者 数	
入 院	87,930人
外 来	109,799人
(3) 一日平均患者数	
入 院	241人
外 来	450人

2 幡多けんみん病院事業

(1) 病 床 数	129,575床
(2) 年 間 患 者 数	
入 院	82,776人
外 来	124,847人
(3) 一日平均患者数	
入 院	227人
外 来	512人

3 主要な建設改良事業

あき総合病院改良事業	48,097千円
幡多けんみん病院改良事業	22,140千円
医療器械等整備事業	274,418千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第 1 款	本 庁 事 業 収 益		111,601千円
第 1 項	医 業 外 収 益		111,600千円
第 2 項	特 別 利 益		1千円
第 2 款	あき総合病院事業収益		5,861,793千円
第 1 項	医 業 収 益		4,134,155千円
第 2 項	医 業 外 収 益		1,727,637千円
第 3 項	特 別 利 益		1千円
第 3 款	幡多けんみん病院事業収益		7,914,711千円
第 1 項	医 業 収 益		6,104,013千円
第 2 項	医 業 外 収 益		1,810,697千円
第 3 項	特 別 利 益		1千円
収 入 合 計			13,888,105千円

支 出

第 1 款	本 庁 事 業 費 用	116,725千円
第 1 項	医 業 費 用	115,673千円
第 2 項	医 業 外 費 用	2千円
第 3 項	特 別 損 失	50千円
第 4 項	予 備 費	1,000千円
第 2 款	あき総合病院事業費用	6,128,621千円
第 1 項	医 業 費 用	5,952,864千円
第 2 項	医 業 外 費 用	142,443千円
第 3 項	特 別 損 失	33,314千円
第 3 款	幡多けんみん病院事業費用	8,336,188千円
第 1 項	医 業 費 用	8,072,278千円
第 2 項	医 業 外 費 用	217,102千円
第 3 項	特 別 損 失	46,808千円
支 出 合 計		14,581,534千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額422,825千円は、過年度分損益勘定留保資金422,825千円で補填するものとする。）。

		収	入
第 1 款	資 本 的	収 入	1,991,564千円
第 1 項	企 業	債	340,000千円
第 2 項	借 入	金	413,381千円
第 3 項	負 担	金	1,238,183千円
		支	出
第 1 款	資 本 的	支 出	2,414,389千円
第 1 項	建 設	改 良 費	349,655千円
第 2 項	企 業 債 等	償 還 金	2,064,734千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位千円)

事 項	期 間	限 度	額
あき総合病院検体検査業務委託料	平成30年4月1日から 平成36年3月31日まで		880,295
あき総合病院医療情報システム導入支援 業務委託料	平成30年4月1日から 平成32年3月31日まで		2,376
あき総合病院液化酸素供給設備工事	平成30年4月1日から 平成32年3月31日まで		22,080
あき総合病院未収金回収業務委託料	平成30年4月1日から 平成34年3月31日まで		1,038
幡多けんみん病院の電気料金	平成30年4月1日から 平成32年3月31日まで		127,443
幡多けんみん病院事務業務委託料	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで		1,040,596
幡多けんみん病院未収金回収業務委託料	平成30年4月1日から 平成34年3月31日まで		2,853

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
改良事業費	70,100	1 借入方法 普通貸借又は証券発行 2 借入先 政府資金 その他	% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	1 平成31年度から平成60年度までの30箇年以内において、半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等償還等とする。ただし、政府資金から借り入れる場合は、その資金の融通条件による。 2 財政の都合により、繰上償還をし、又は償還期限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。
医療器械等整備事業費	269,900			
計	340,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項目の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項目の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

収益的支出における医業費用、医業外費用相互間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 6,835,025千円
- (2) 食糧費 900千円
- (3) 交際費 550千円

(他会計からの補助金)

第10条 高知県病院事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、121,651千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、2,400,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
器械備品	全身用X線コンピュータ断層撮影装置	1式

平成30年2月22日提出

高知県知事 尾崎正直



